



政策・方針決定過程への女性の参画拡大 について

令和4年2月
内閣府男女共同参画局推進課

1. 政治分野の状況

女性議員の比率

1. 国会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
衆議院	9.7%	465	45
参議院	23.1%	242	56
合 計	14.3%	707	101

2. 地方議会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
都道府県議会	11.6%	2,621	305
市区町村議会	14.8%	29,606	4,381
合 計	14.5%	32,227	4,686

(注1) 衆議院は2021年12月22日、参議院は2022年2月1日現在(衆議院及び参議院HPより)。

(注2) 都道府県議会は2021年8月1日現在(内閣府調べ)。

(注3) 市区町村議会は2020年12月31日現在(令和4年1月28日修正)(総務省調べ)。

(注4) 有権者に占める女性の割合: 51.7% (「衆議院議員総選挙結果調」令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙速報結果より)。

女性ゼロ議会、首長に占める女性割合

1. 女性ゼロ議会

	女性ゼロ 議会比率	議会数	女性ゼロ 議会数
都道府県議会	0.0%	47	0
市区町村議会	17.1%	1741	298
市議会	3.7%	792	29
特別区議会	0.0%	23	0
町村議会	29.0%	926	269

2. 首長に占める女性割合

	女性割合	首長数	女性首長数
都道府県知事	4.3%	47	2
市区町村長	2.0%	1739	34

(注1) 2020年12月31日現在。総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」より男女共同参画局作成。

(注2) 島根県及び熊本県にそれぞれ欠員1があるため、市区町村長数は1739となる。

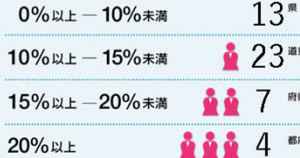
女性の政治参画マップ 2021

都道府県議会における女性議員の比率

都道府県	議員総数(人)		女性議員の比率(%)
	うち女性(人)		
東京都	127	41	32.3
京都府	60	13	21.7
神奈川県	104	19	18.3
滋賀県	42	7	16.7
兵庫県	85	13	15.3
岩手県	48	7	14.6
埼玉県	89	13	14.6
沖縄県	48	7	14.6
岡山県	55	8	14.5
鳥取県	35	5	14.3
静岡県	68	9	13.2
千葉県	92	12	13.0
長崎県	46	6	13.0
栃木県	47	6	12.8
宮城県	55	7	12.7
長野県	56	7	12.5
三重県	50	6	12.0
秋田県	43	5	11.6
新潟県	52	6	11.5
北海道	98	11	11.2
徳島県	36	4	11.1
宮崎県	38	4	10.5
富山県	39	4	10.3
福岡県	87	9	10.3
鹿児島県	49	5	10.2
奈良県	41	4	9.8
山口県	44	4	9.1
愛媛県	45	4	8.9
福島県	57	5	8.8
岐阜県	46	4	8.7
島根県	35	3	8.6
群馬県	47	4	8.5
山形県	42	3	7.1
北海道	42	3	7.1
石川県	43	3	7.0
大阪府	87	6	6.9
茨城県	59	4	6.8
青森県	47	3	6.4
福井県	35	2	5.7
佐賀県	36	2	5.6
高知県	37	2	5.4
愛知県	99	5	5.1
香川県	40	2	5.0
広島県	63	3	4.8
大分県	43	2	4.7
熊本県	48	2	4.2
山梨県	36	1	2.8
全国合計	2,621	305	11.6

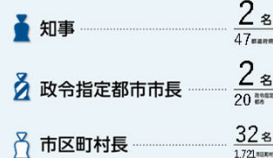
(注)内閣府調べより作成(2021年8月1日現在)

市区町村議会における女性議員の比率



(注)総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員数」より作成 (2020年12月31日現在)

首長



(注)総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員数」より作成 (2020年12月31日現在)

我が国の有権者の51.7%は女性であり、政治分野における女性の参画拡大は、政治に民意を反映するため極めて重要です。平成30年には議会議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律が施行され、令和3年には、国や地方公共団体のハラスメント対策等の施策の強化等を盛り込んだ改正法が施行されました。

※「多選候補議員選挙選挙結果」2019年7月21日執行多選候補議員選挙選挙結果より

全国平均 **11.6%**



(注)都道府県ごとの政治分野における女性の参画状況について示すべし。47都道府県の形を簡略化したもの

国会議員の女性比率

衆議院の女性議員比率 **9.9%**
参議院の女性議員比率 **23.0%**

(注)衆議院議員は2021年7月28日現在、参議院議員は2021年6月4日現在 (衆議院・参議院HPより)

世界の女性議員比率

スウェーデン **47.0%** (7位) フランス **39.5%** (27位)
イギリス **34.0%** (40位) ドイツ **31.5%** (49位)
アメリカ **27.4%** (65位) 日本 **9.9%** (164位)

(注)IPU(列国議会同盟: Inter-Parliamentary Union) Open Data Platformより
下院又は一院制議会(日本は衆議院)の数値(2021年6月現在)2021年8月5日閲覧

市区町村別の詳細は「市区町村女性参画状況見える化マップ」で検索!



女性がゼロの市区町村議会の比率



(注)総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員数」より作成 (2020年12月31日現在)



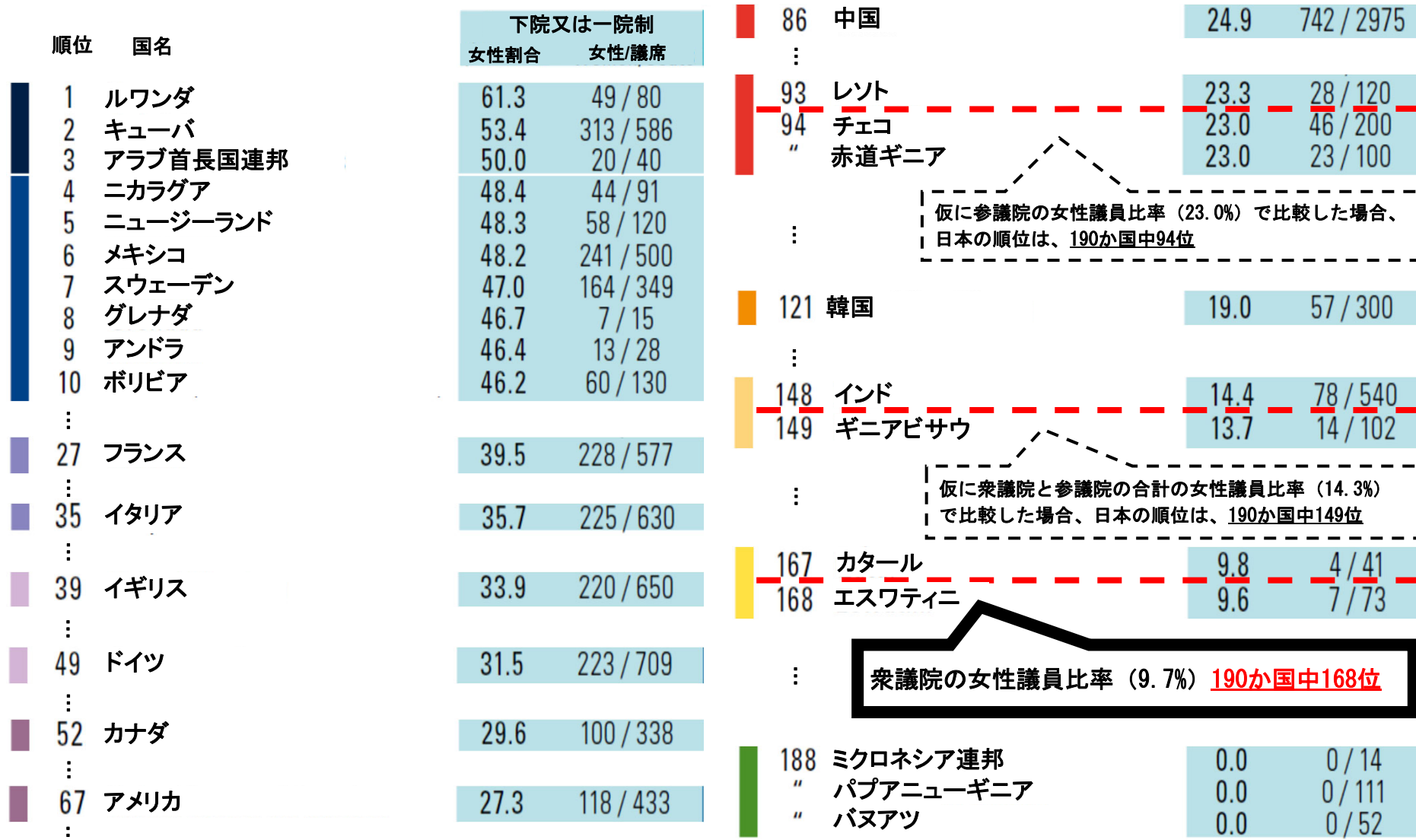
作成: 内閣府男女共同参画局

女性議員比率の国際比較

日本の順位(衆議院女性議員比率)は、**190か国中168位**

※日本は、2021年12月現在(衆議院女性議員比率は11月10日、参議院女性議員比率は12月14日現在)。その他の国は、2021年1月1日時点。

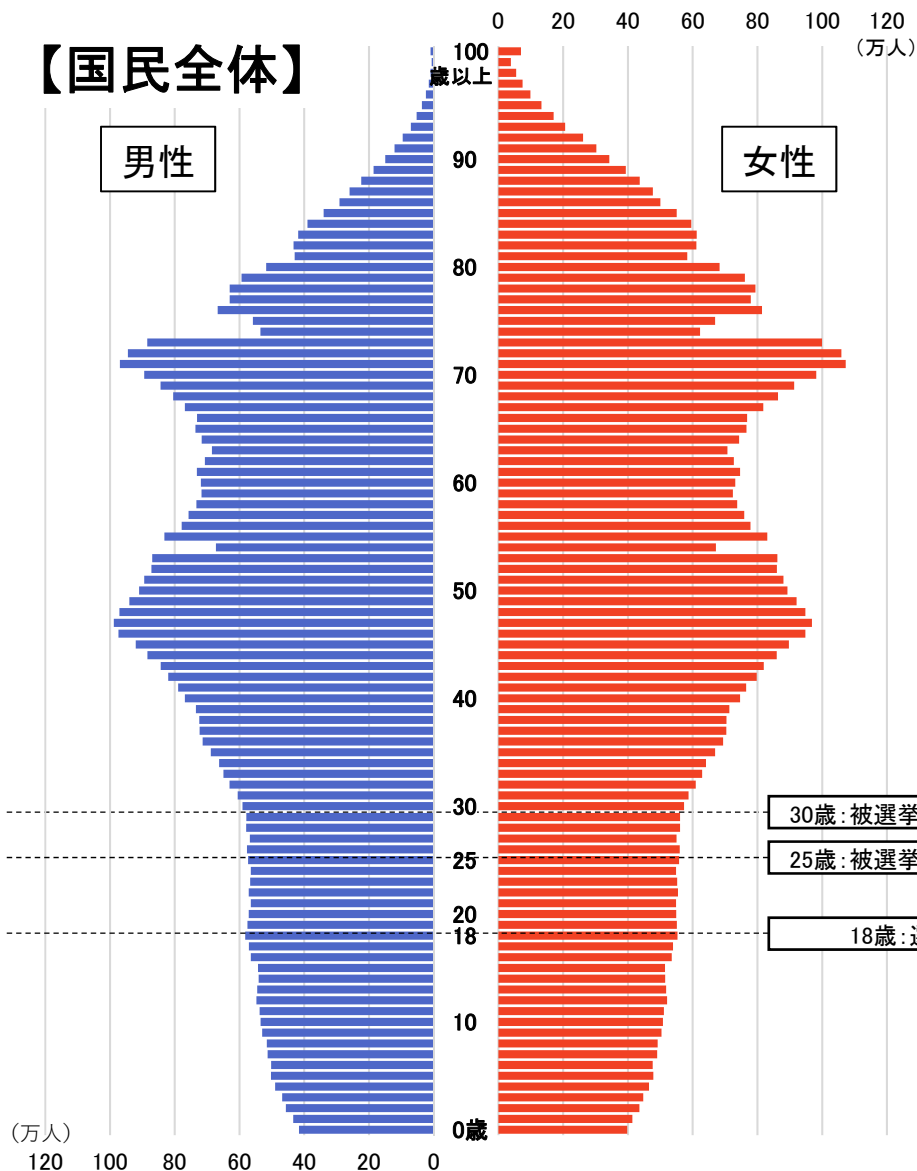
※日本の出典は、衆議院及び参議院HP。その他の国の出典は、IPU(列国議会同盟)Women in politics:2021。下院又は一院制議会における女性議員比率。



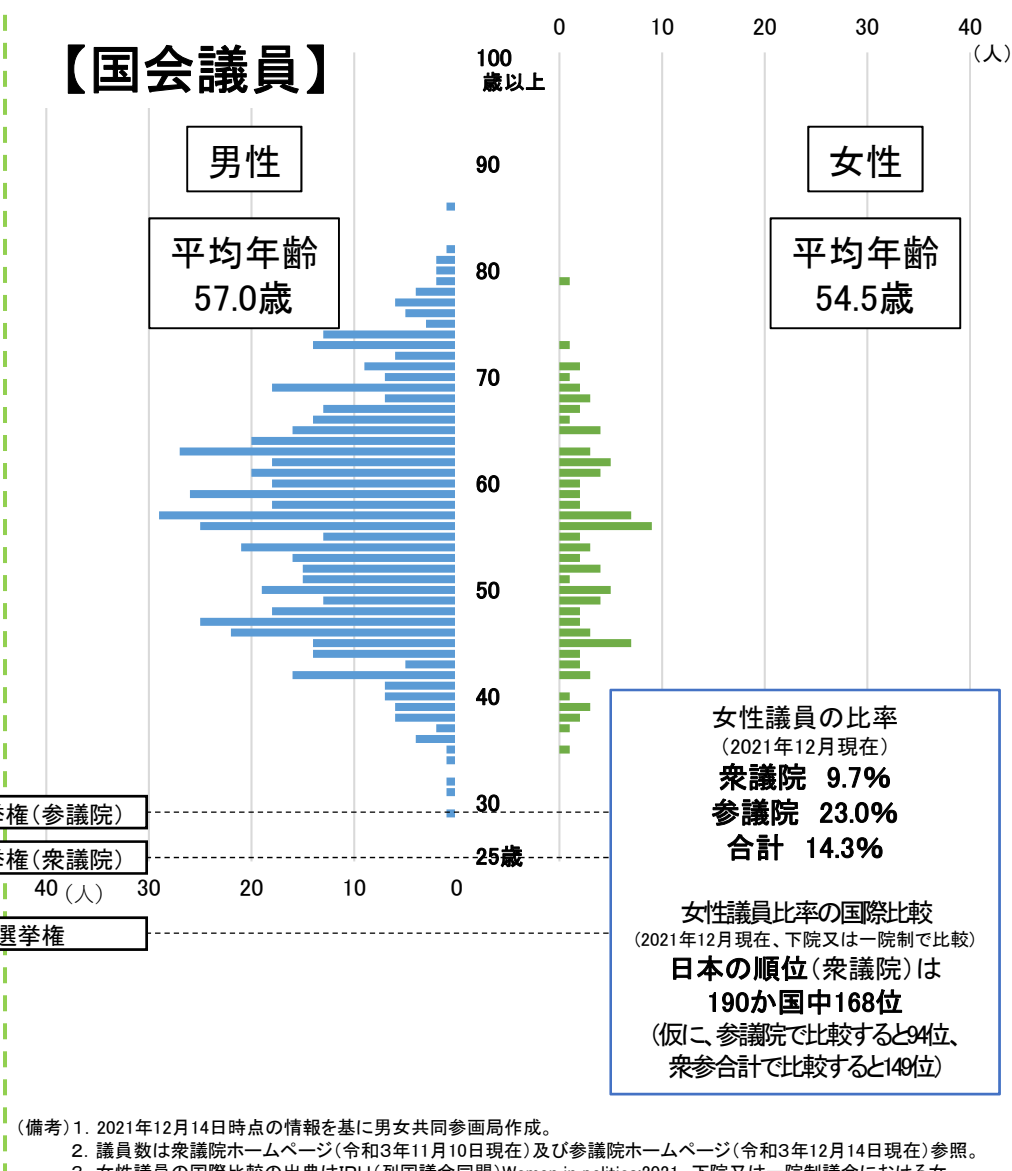
国民全体と国会議員の性別・年齢構造

○女性は、我が国の有権者の約52%を占める。国民全体の性別・年齢構造に比べて、国会議員は女性・若い世代が少なくなっている。

【国民全体】



【国会議員】



女性議員の比率
(2021年12月現在)
衆議院 9.7%
参議院 23.0%
合計 14.3%

女性議員比率の国際比較
(2021年12月現在、下院又は一院制で比較)
日本の順位(衆議院)は
190か国中168位
(仮に、参議院で比較すると94位、
衆参合計で比較すると149位)

(万人)

120 100 80 60 40 20 0

(備考) 総務省「令和2年国勢調査」より内閣府男女共同参画局作成。

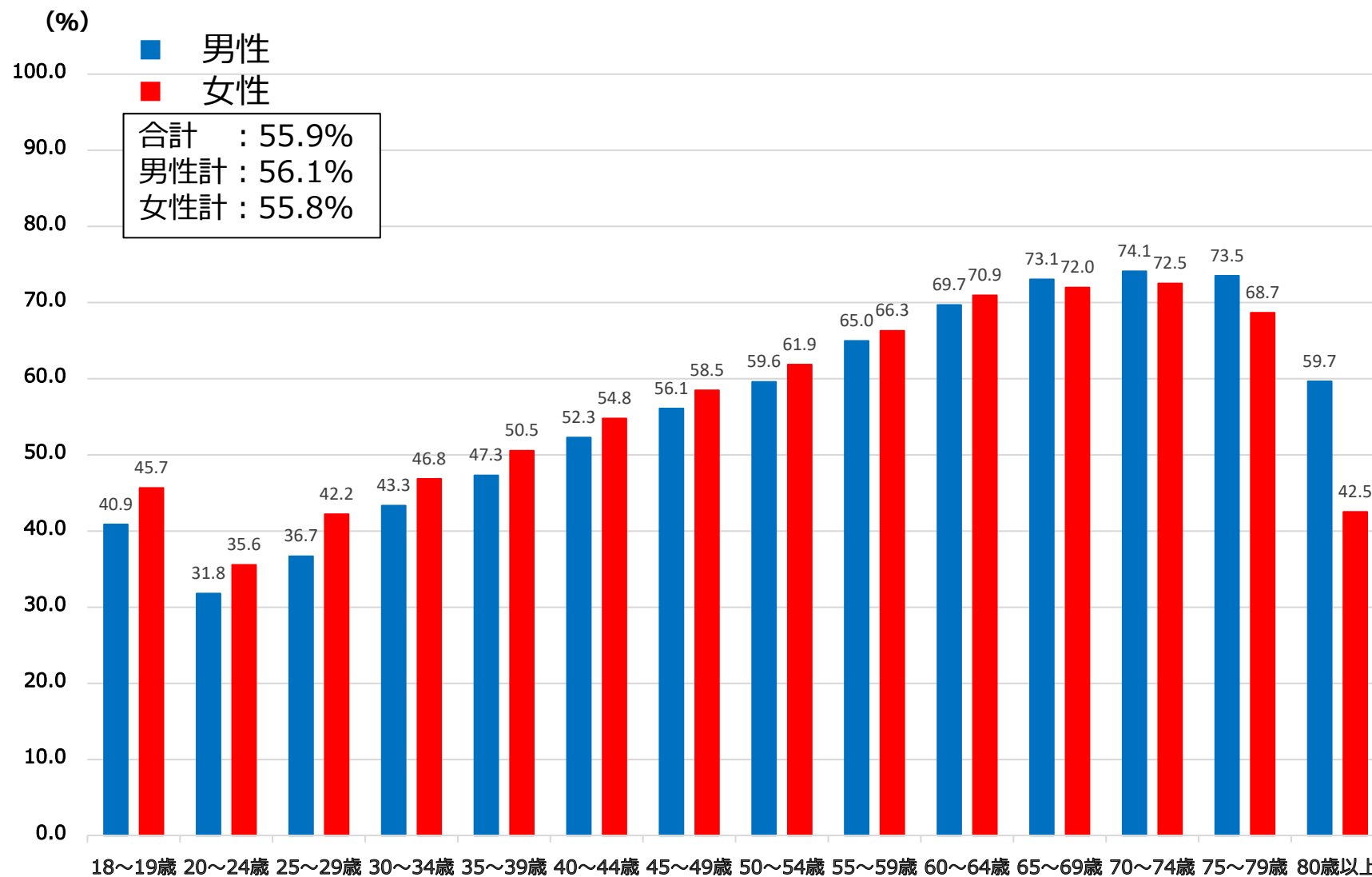
(備考) 1. 2021年12月14日時点の情報を基に男女共同参画局作成。

2. 議員数は衆議院ホームページ(令和3年11月10日現在)及び参議院ホームページ(令和3年12月14日現在)参照。

3. 女性議員の国際比較の出典はIPU(列国議会同盟)Women in politics:2021。下院又は一院制議会における女性議員比率。日本は、2021年12月現在(衆議院女性議員比率は11月10日、参議院女性議員比率は12月14日現在)。その他の国は、2021年1月1日時点。

男女・年代別投票率（第49回衆議院議員総選挙（R3.10.31執行））

男女ともに20歳台と比べ「18～19歳」の投票率が高い。また、「18～19歳」から「60～64歳」までは女性の方が投票率が高く、「65～69歳」以上は男性の方が高い。



(備考) 総務省「年齢別投票者数」令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙速報結果より内閣府において作成

「候補者男女均等法」(政治分野における男女共同参画の推進に関する法律) (平成30年5月23日法律第28号)

※ 赤字は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年6月16日法律第67号)による改正

1 目的(第1条)

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

2 基本原則(第2条)

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。
4. 政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むものとする。

基本原則にのっとり

3 責務等(第3条及び第4条)

国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、選定方法の改善、人材育成、公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

4 法制上の措置等(第5条)

政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

5 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等(第6条)、啓発活動(第7条)、環境整備(第8条)、性的な言動等に起因する問題への対応(第9条)、人材の育成等(第10条)、その他の施策(第11条)

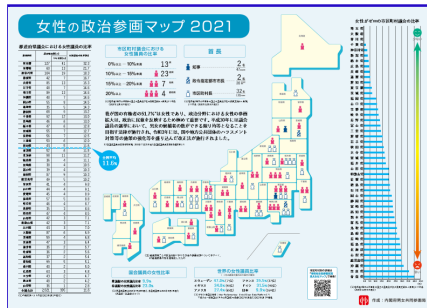
※ 平成30年4月11日 衆議院内閣委員長による法案提出、同年5月16日 可決・成立、同年5月23日公布・施行

※ 一部を改正する法律は、令和3年6月7日 参議院内閣委員長による法案提出、同年6月10日可決・成立、同年6月16日公布・施行

政治分野における男女共同参画の推進に向けた「見える化」

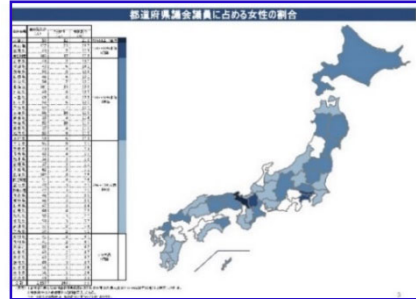
国や地方の政治分野における女性の参画状況の「見える化」

◆女性の政治参画マップ



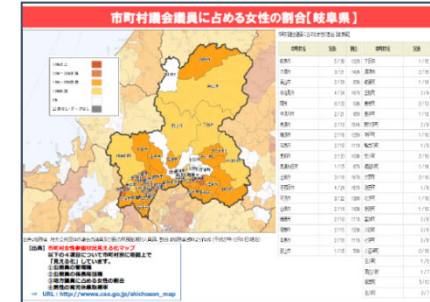
各都道府県的女性議員比率
首長及び議長の女性数等

◆都道府県別全国女性の参画マップ



都道府県的女性議員比率
女性ゼロ議会比率等

◆市区町村女性参画状況見える化マップ



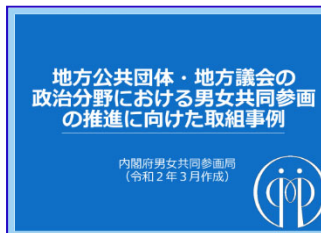
女性地方議員比率、
女性が参画しやすい環境の整備状況
等

リーフレット・パンフレット



政治分野における女性の参画状況等をまとめたリーフレットや諸外国の取組をまとめたパンフレットを作成し周知・啓発を実施。

地方公共団体の取組 好事例集



好事例集(イベントの開催、広報・啓発、ハラスメント対策、環境整備等の取組)を作成。

WEBサイトを通じた情報の提供

<https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html>

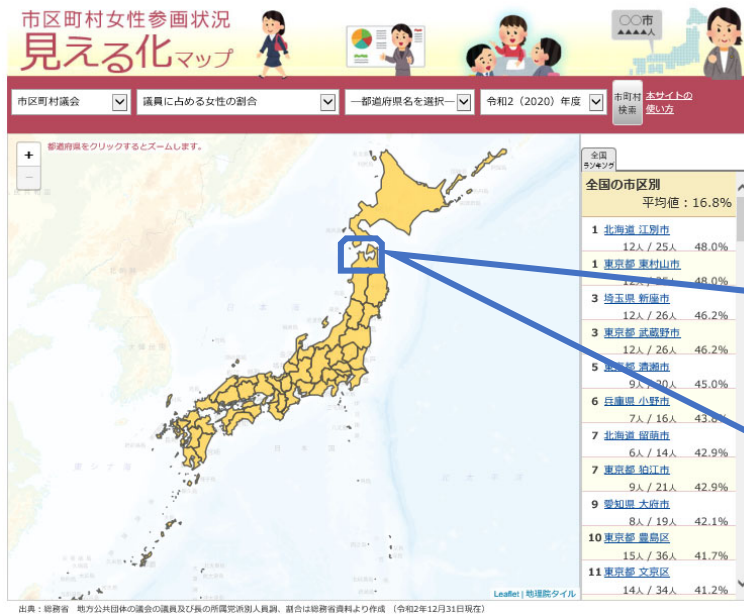
内閣府は、政治分野における女性の参画状況や政治分野における男女共同参画に関する調査研究結果、各政党における政治分野の男女共同参画のための取組等をWEBサイト上で公表している。



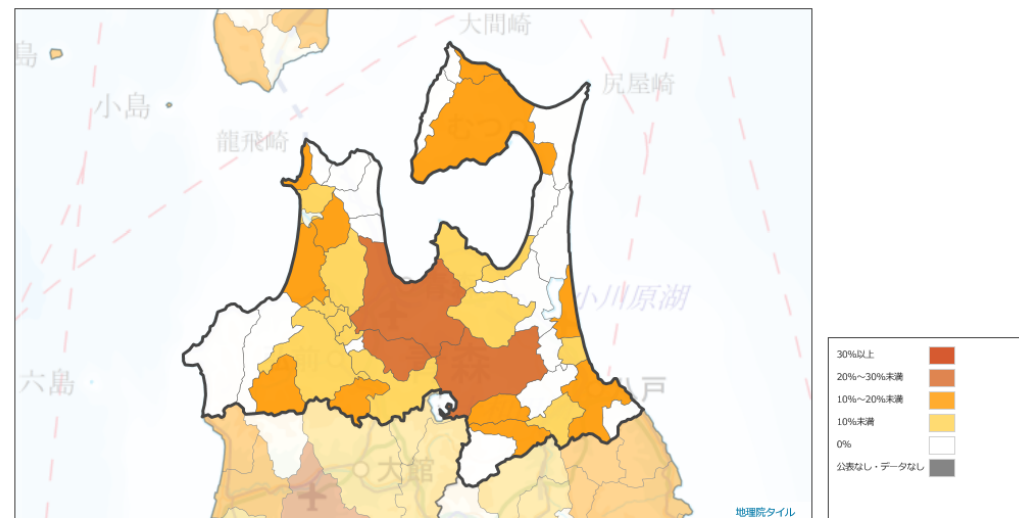
市区町村女性参画状況見える化マップ

地図上で市区町村別に①市区町村議会議員に占める女性の割合、②市区町村議会における出産に伴う欠席規定の有無、③市区町村議会における女性議員が活躍しやすい環境整備状況などを見る化

※上記のほか、市町村長又は副市町村長の女性の有無、公務員の管理職及び係長相当職に占める女性の割合、男性公務員の育児休業取得率、審議会委員に占める女性の割合、自治会長に占める女性の割合、防災会議委員に占める女性の割合、男女共同参画に関する計画策定状況も見える化



<「市区町村議会」の「議員に占める女性の割合」の青森県を選択した場合>



市区町村別の詳細は、
「市町村女性参画状況
見える化マップ」で検索



URL : http://www.cao.go.jp/shichoson_map

<各市町村を選択した場合の表示例>

実数	割合
7人 / 35人	20.0%

【調査の概要】

1. 男女の地方議会議員に対するアンケート調査

地域、議会の種類等を考慮して抽出した1,144の地方議会の男女議員10,100人を対象として、紙媒体の調査票又はウェブによる調査を実施（調査期間：令和2年12月25日～令和3年1月31日）。合計5,513人（男性3,243人、女性2,164人）から回答を得た（回収率54.6%）。

2. 立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査

国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に立候補しようと考え、具体的な行動（身近な人に話す、政治家に話を聞く等）を起したが、断念した者を対象としてインターネットモニター調査を実施（調査期間：令和2年12月24日～令和3年1月31日）。合計994人（男性500人、女性494人）から回答を得た。

男女の地方議会議員に対するアンケート調査結果

議員活動を行う上での課題についての回答のうち、女性の上位12項目は以下のとおり。男女の差が大きい項目は、「性別による差別やセクシャルハラスメント」、「議員活動と家庭生活（家事、育児、介護等）との両立」である。

【表1】議員活動を行う上での課題（「大いに課題である」及び「やや課題である」の合計、女性の上位12項目）

順位	項目	女性	男性	順位	項目	女性	男性
1	専門性や経験の不足	58.8%	41.8% (1位)	7	政治は男性が行うものだという周囲の考え	30.6%	14.5% (7位)
2	地元で生活する上で、プライバシーが確保されない	36.6%	23.9% (5位)	8	生計の維持	25.6%	38.3% (3位)
3	性別による差別やセクシャルハラスメントを受けることがある	34.8%	2.2% (13位)	9	議員活動と他の仕事の両立(兼業)が難しい	25.1%	27.9% (4位)
3	人脈・ネットワークを使って課題を解決する力量の不足	34.8%	22.2% (6位)	10	他の議員の理解やサポートが得られない	18.9%	11.8% (9位)
5	議員活動に係る資金の不足	34.1%	41.5% (2位)	11	地元の理解やサポートが得られない	15.2%	11.7% (10位)
6	議員活動と家庭生活（家事、育児、介護等）との両立が難しい	33.7%	13.7% (8位)	12	家族の理解やサポートが得られない	12.0%	10.3% (11位)

※全14項目についてそれぞれの程度あてはまるかを選択。

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為**（注）を受けたと回答している。その具体的な内容及びそれに対して有効と考える取組は以下のとおり。

【表2】議員活動や選挙活動中に受けたハラスメント行為（女性の上位5項目）

順位	項目	女性	男性
1	性的、もしくは暴力的な言葉（ヤジを含む）による嫌がらせ	26.8%	8.1% (3位)
2	性別に基づく侮辱的な態度や発言	23.9%	0.7% (8位)
3	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	22.9%	15.7% (1位)
4	身体的暴力やハラスメント（殴る、触る、抱きつくなど）	16.6%	1.6% (7位)
5	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	12.2%	4.3% (5位)

※複数回答可（全8項目の中から当てはまるもの全てを選択）。

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

【表3】有効な取組（「有効」と回答した者の割合、女性の上位3項目）

順位	実施主体	項目	女性	男性
1	議会	議員向け研修	69.3%	61.3% (1位)
2	議会	ハラスメント防止のための倫理規定等の整備	66.6%	57.6% (2位)
3	議会	相談窓口の設置	63.1%	52.0% (3位)

※全6項目について、実施主体（議会又は政党・会派）ごとに、それぞれ「有効」、「どちらともいえない」、「有効でない」から選択。

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

（注）表2の5項目及び「投票、支持の見返りに何らかの行為を要求」、「付きまとい、ストーキング」、「その他」の全8項目の行為。

立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査結果

立候補を検討している時または立候補準備中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の61.8%、男性の58.0%、女性の65.5%がいずれかのハラスメント行為**（注）を受けたと回答している。その具体的な内容等は以下のとおり。

【表4】立候補検討・準備中に受けたハラスメント行為（女性の上位5項目）

順位	項目	女性	男性
1	性別に基づく侮辱的な態度や発言	27.2%	11.4% (8位)
2	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	23.1%	24.5% (1位)
3	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	21.6%	14.1% (6位)
4	性的、もしくは暴力的な言葉（ヤジを含む）による嫌がらせ	20.4%	16.9% (4位)
5	投票、支持の見返りに何らかの行為を要求	18.5%	23.4% (2位)

※複数回答可（全8項目の中から当てはまるもの全てを選択）。※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

【表5】有効な取組（「有効」と回答した者の割合、全3項目）

順位	項目	女性	男性
1	選挙管理事務局、政党、議会事務局等での相談窓口の設置	49.6%	44.0% (3位)
2	有権者、支援者、議員への啓発や研修	47.8%	46.8% (2位)
3	監視機関の設置	46.8%	53.6% (1位)

※全3項目についてそれぞれ「有効」、「どちらともいえない」、「有効でない」から選択。

（注）表4の5項目及び「身体的暴力やハラスメント（殴る、触る、抱きつくなど）」、「付きまとい、ストーキング」、「その他」の全8項目の行為。

地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況について

1. 調査の背景・目的

女性は我が国の有権者の約52%を占めるが、地方議会議員に占める女性の割合は、特別区議会では30.2%である一方、都道府県議会では11.6%、市議会では16.2%、町村議会では11.3%である。また、女性が1人もいない地方議会は、市議会では29、町村議会では269も存在する。

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）では、政治分野における女性の参画拡大に向けて地方議会の取組を進めるため、

- 全ての市区町村議会において出産が欠席事由として明文化されるよう要請する
- 出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や育児・介護等の欠席事由としての明文化が促進されるよう要請する
- 会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況等を調査し見える化等を行うとしている。

これを受け、令和3年1月に、女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、標準会議規則の改正の検討を要請し、各議長会は1月下旬から2月上旬にかけて標準会議規則を改正した。

本調査は、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」※（令和3年6月16日政府決定）も踏まえ、本年7月1日時点における整備の進捗状況を確認するため調査を行ったものである。

なお、本年6月に改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」においては、国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする両立支援のための体制整備に関する取組を積極的に進めることができる環境整備を行うものとされている（第8条）。

※ 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021（抄）

Ⅱ 女性の登用目標達成に向けて～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～

(1) 政治・行政分野

政治分野における男女共同参画の推進

各地方議会における出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備状況について、令和3年7月1日時点の状況を新たに調査し、調査結果を公表する。

2. 調査の概要

調査時点は令和3年7月1日現在。昨年度調査は令和2年4月1日時点。

対象議会数は、都道府県議会：47 市区町村議会：1,741（今年度も昨年度も同じ）

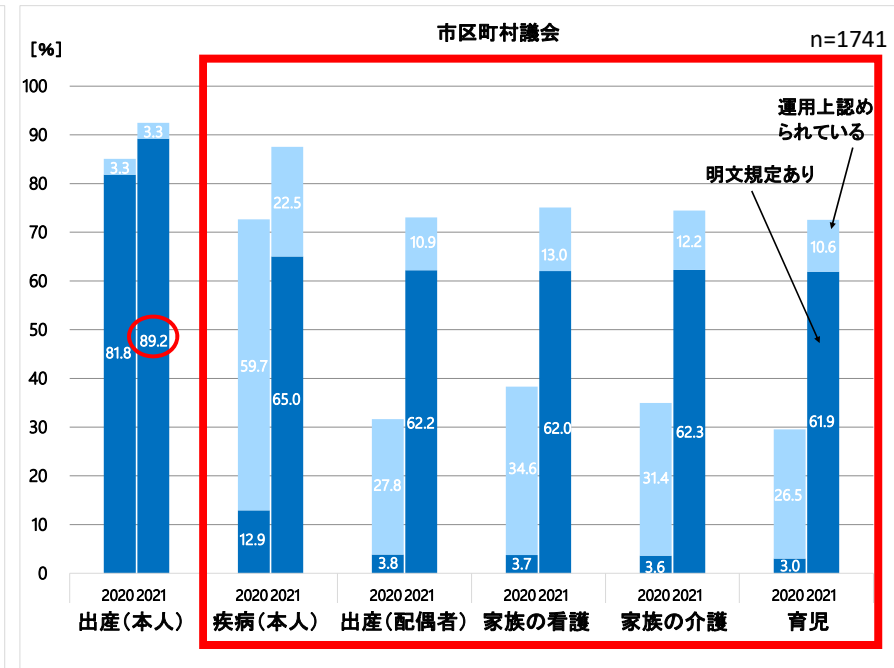
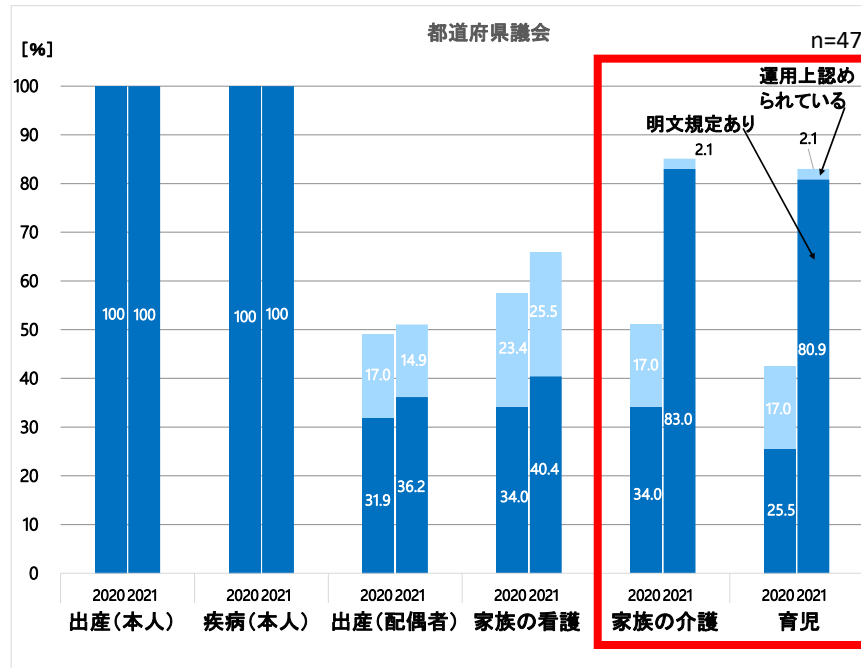
地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況について

令和3年12月2日更新

3. 調査結果の概要

I 議会における欠席事由の整備状況

- 都道府県議会においては、**育児及び家族の介護**を欠席事由として明文化している議会の割合が、昨年度から大きく増加し、いずれも全体の**約8割**となった。
- 市区町村議会においては、**出産**を欠席事由として明文化している議会が増加し、全体の**約9割**となった（いまだ明文の規定がない議会は188）。出産以外の欠席事由については、**育児、家族の介護のほか、本人の疾病や配偶者の出産、家族の看護**についても大きく増加し、いずれも全体の**6割を超えた**。



	出産(本人)		疾病(本人)		出産(配偶者)		家族の看護		家族の介護		育児	
	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021
運用上	0	0	0	0	8	7	11	12	8	1	8	1
明文化	47	47	47	47	15	17	16	19	16	39	12	38

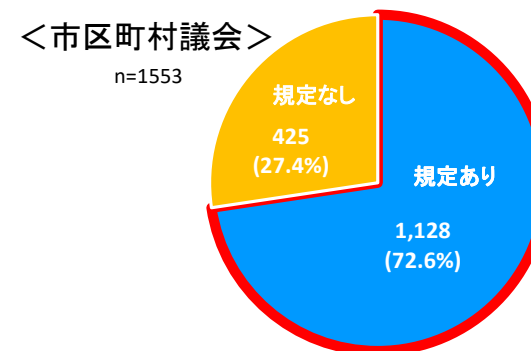
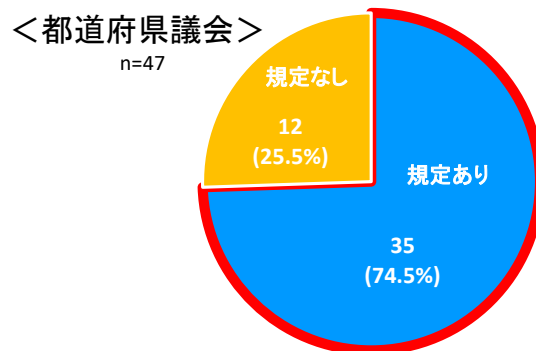
	出産(本人)		疾病(本人)		出産(配偶者)		家族の看護		家族の介護		育児	
	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021
運用上	57	57	1,040	392	484	189	602	227	546	212	461	185
明文化	1,424	1,553	225	1,132	67	1,083	65	1,080	63	1,084	53	1,078

地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況について

3. 調査結果の概要

Ⅱ 出産を欠席事由として明文化している議会における産前産後期間の規定の有無

- 出産を欠席規定として明文化している議会において、**産前産後期間について具体的な規定を設けている議会**は、都道府県議会では全体の**35議会**（約75%）**※※**、市区町村議会では全体の**1,128議会**（約73%）となっている。



※※ 全国都道府県議会議長会が2021年7月16日時点で実施した調査では、産前産後期間について具体的な規定を設けている議会は5議会増え、40議会（85.1%）であった。

Ⅲ 出産を欠席事由として明文化している議会のうち産前産後期間の規定がある議会における欠席可能期間

- 出産を欠席規定として明文化しており、かつ、産前産後期間について具体的な規定を設けている議会（調査結果Ⅱ参照）においては、都道府県議会、市区町村議会共に**全数**が、**労働基準法第65条に定める期間相当の期間**を定めている。

【参考】労働基準法

第65条 使用者は、六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。
2 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

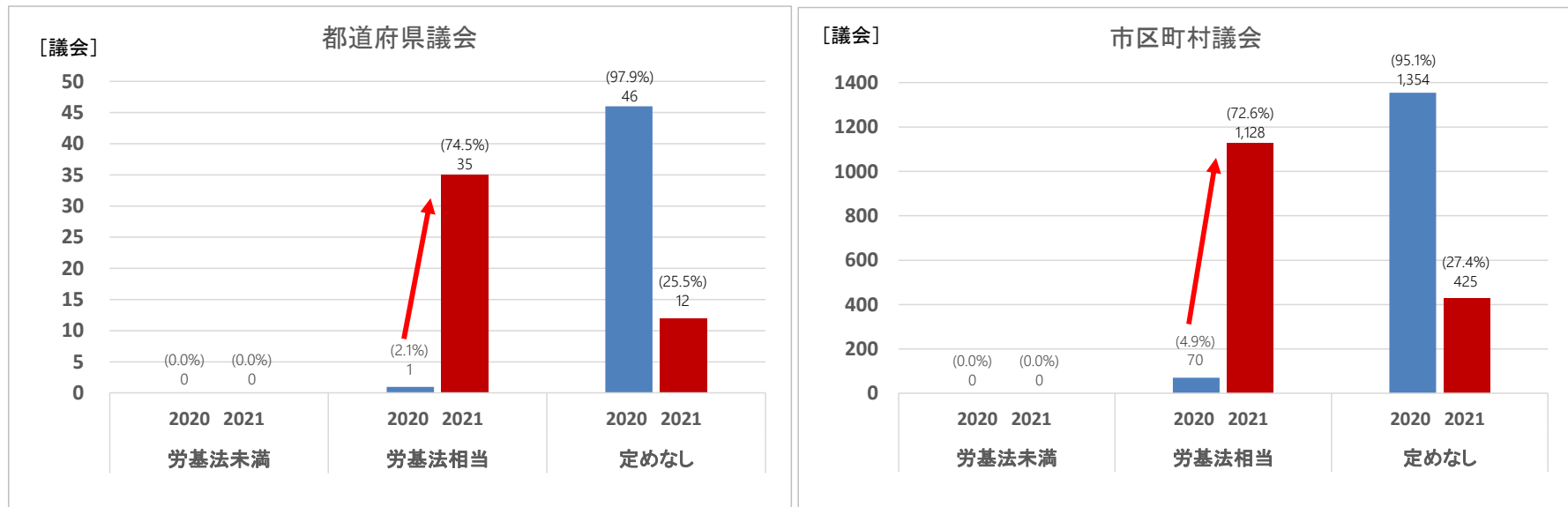
（備考）本調査では、欠席可能な期間が具体的に定められているか、定められている場合当該期間が労働基準法第65条に定める期間に満たないものか否かを調査するため、「1 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い」、「2 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である」、「3 期間の定めはない」のいずれの選択肢に当たるかを調査している。労働基準法第65条に定める期間相当の期間を定めている議会とは、「2 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である」と回答した議会を指す。

地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況について

3. 調査結果の概要

(参考) 会議規則の整備による出産による欠席可能期間への影響

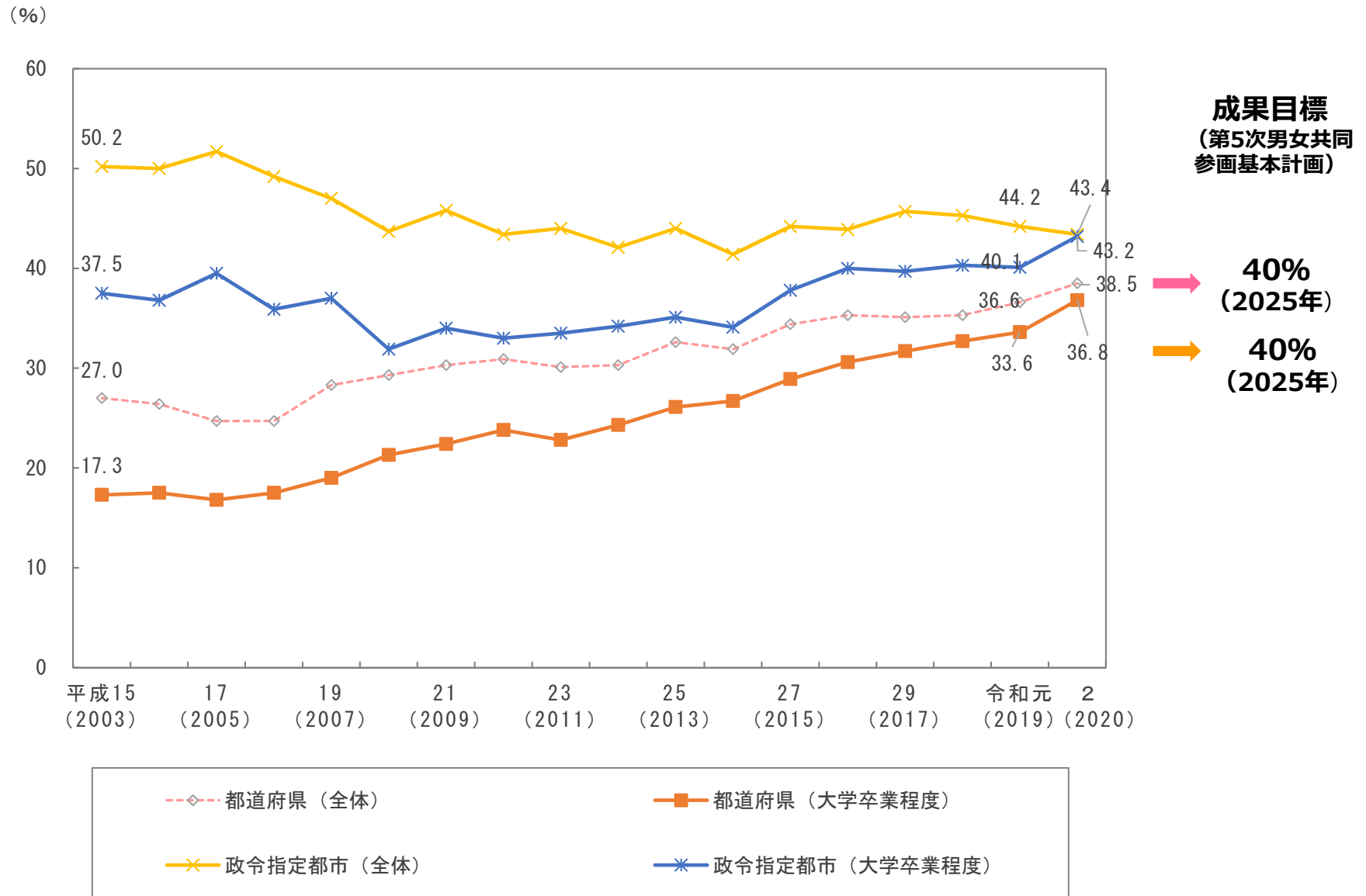
- 規則に定めがある場合のほか運用上の取扱いも含めて、出産により欠席が可能な期間をみると、都道府県議会、市区町村議会のいずれにおいても、労働基準法相当であるとした議会が大幅に増加し、期間の定めなしとする議会が大きく減少した。
- 今回調査において欠席可能期間が労働基準法相当である議会は、すべて産前産後期間について規則に規定を設けている議会であったことを踏まえると（調査結果Ⅲ参照）、**標準会議規則の改正を踏まえ、各議会の会議規則に産前産後期間を明記する改正が進められたことにより、多くの議会で労働基準法相当の期間欠席が可能であることが明確になった**といえる。



(備考) 議員の出産を欠席事由として明記した規定があると回答した議会について、欠席可能期間別に議会数を集計したもの。
 議員の出産を欠席事由として明記している都道府県議会数は47（2020年度も同じ）、市区町村議会は1,553（2020年度は1,424）
 かつこ内の割合は、同年度の調査における全体に占める「労基法未滿」、「労基法相当」、「期間の定めなし」それぞれの議会の割合。

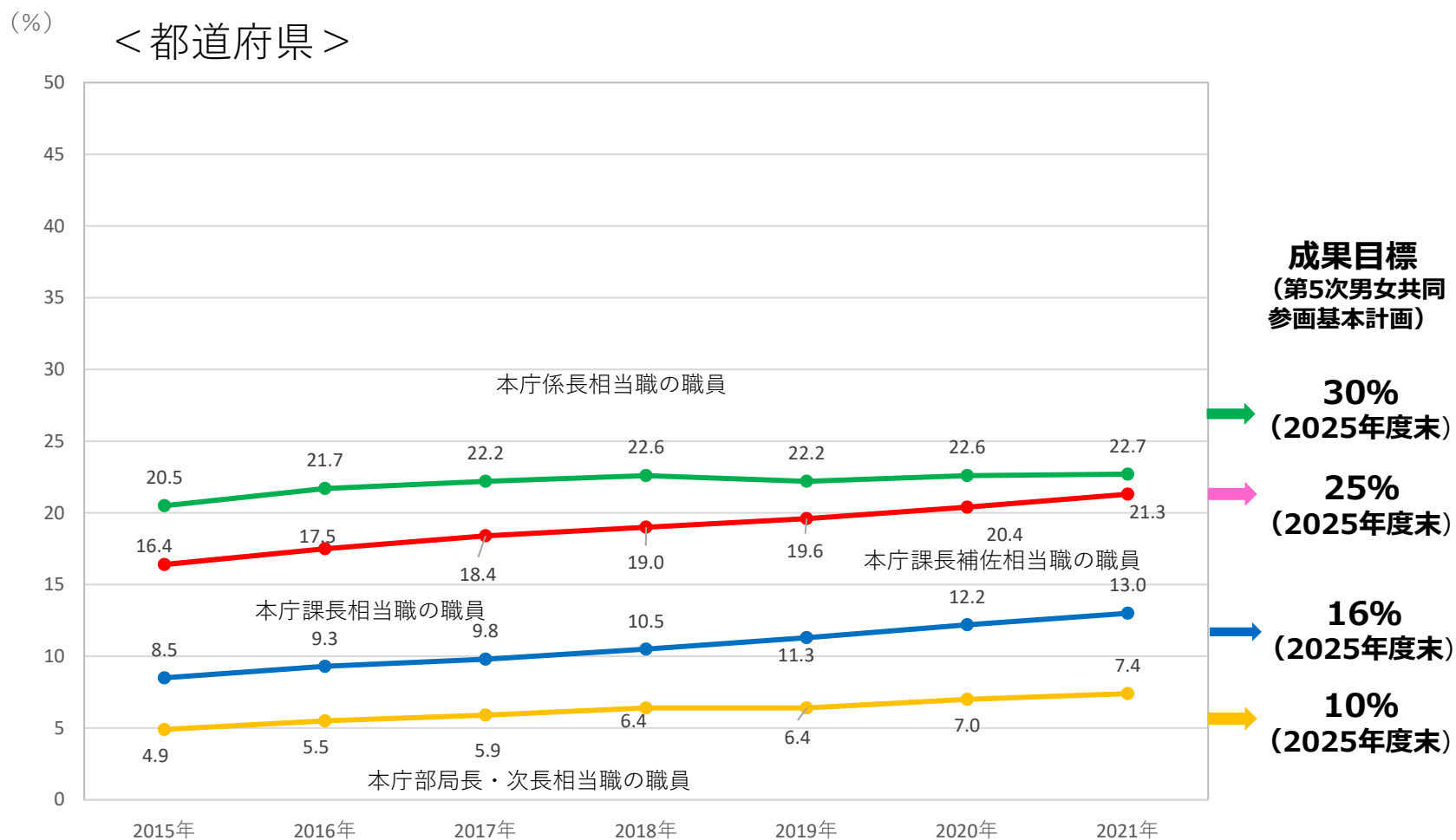
2. 行政分野の状況

都道府県の地方公務員採用者に占める女性の割合の推移



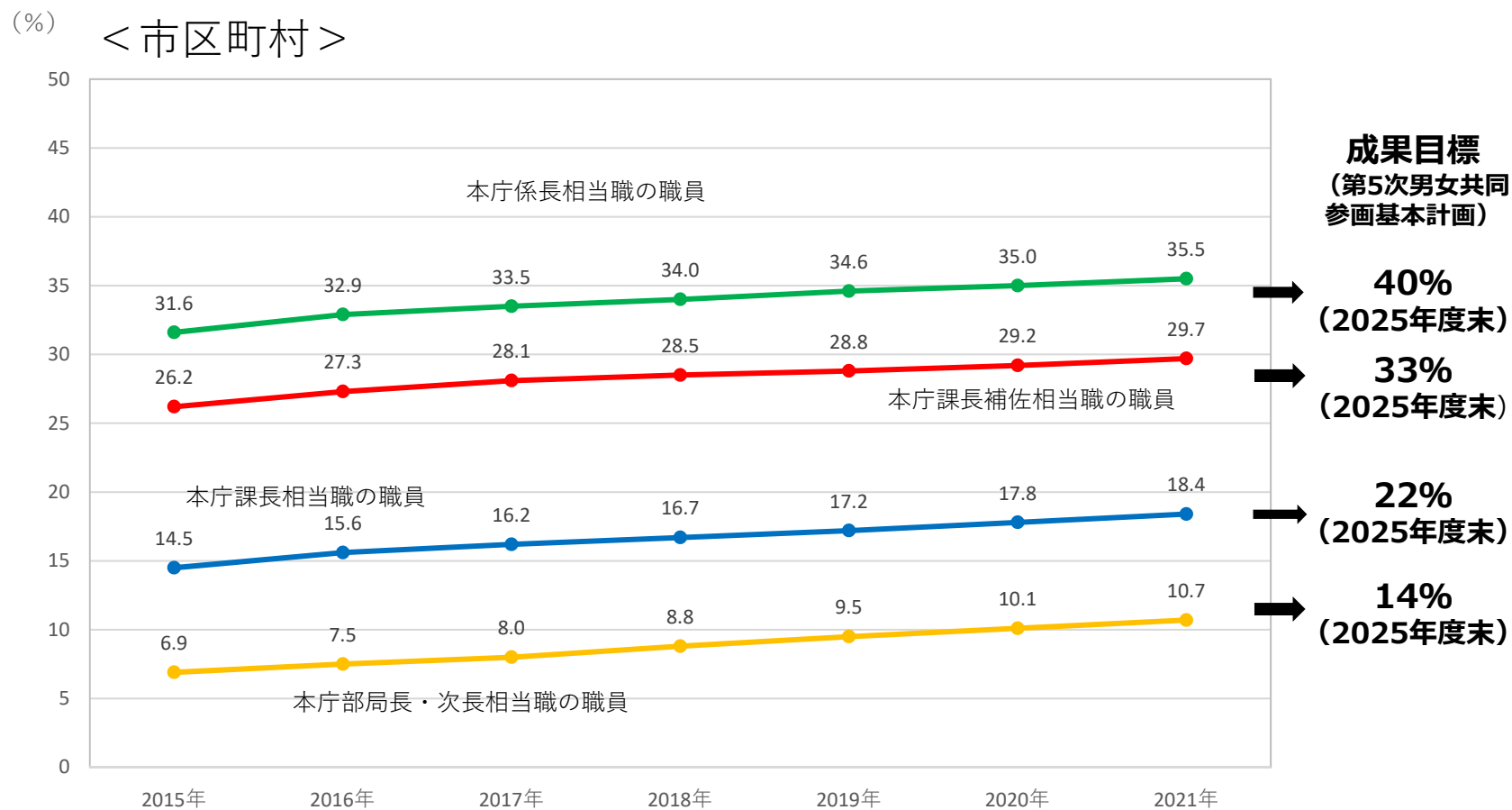
(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
 2. 採用期間は、各年4月1日から翌年3月31日。

地方公務員（都道府県）の女性登用状況の推移



(資料出所) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

地方公務員（市区町村）の女性登用状況の推移

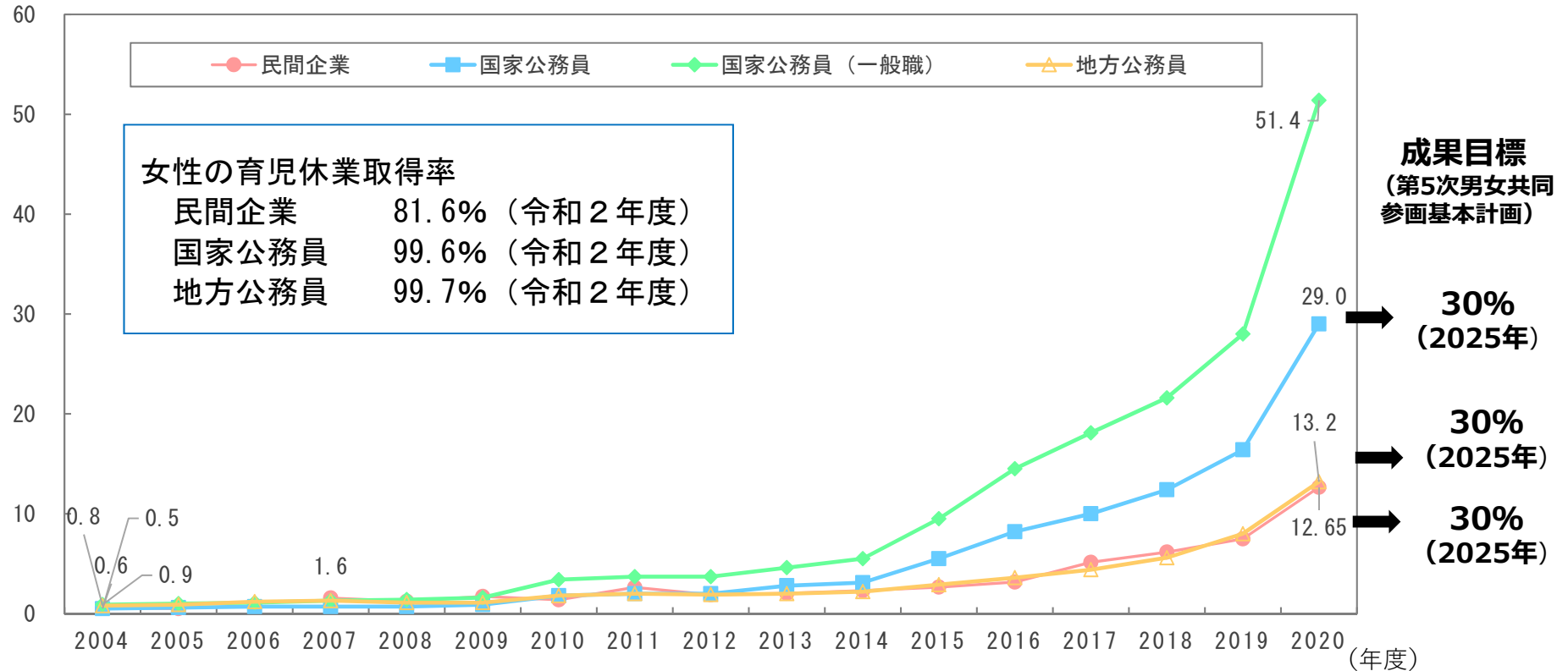


(資料出所) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

男性の育児休業取得率の推移

○地方公務員の男性の育児休業取得率は、2020年度で13.2%。

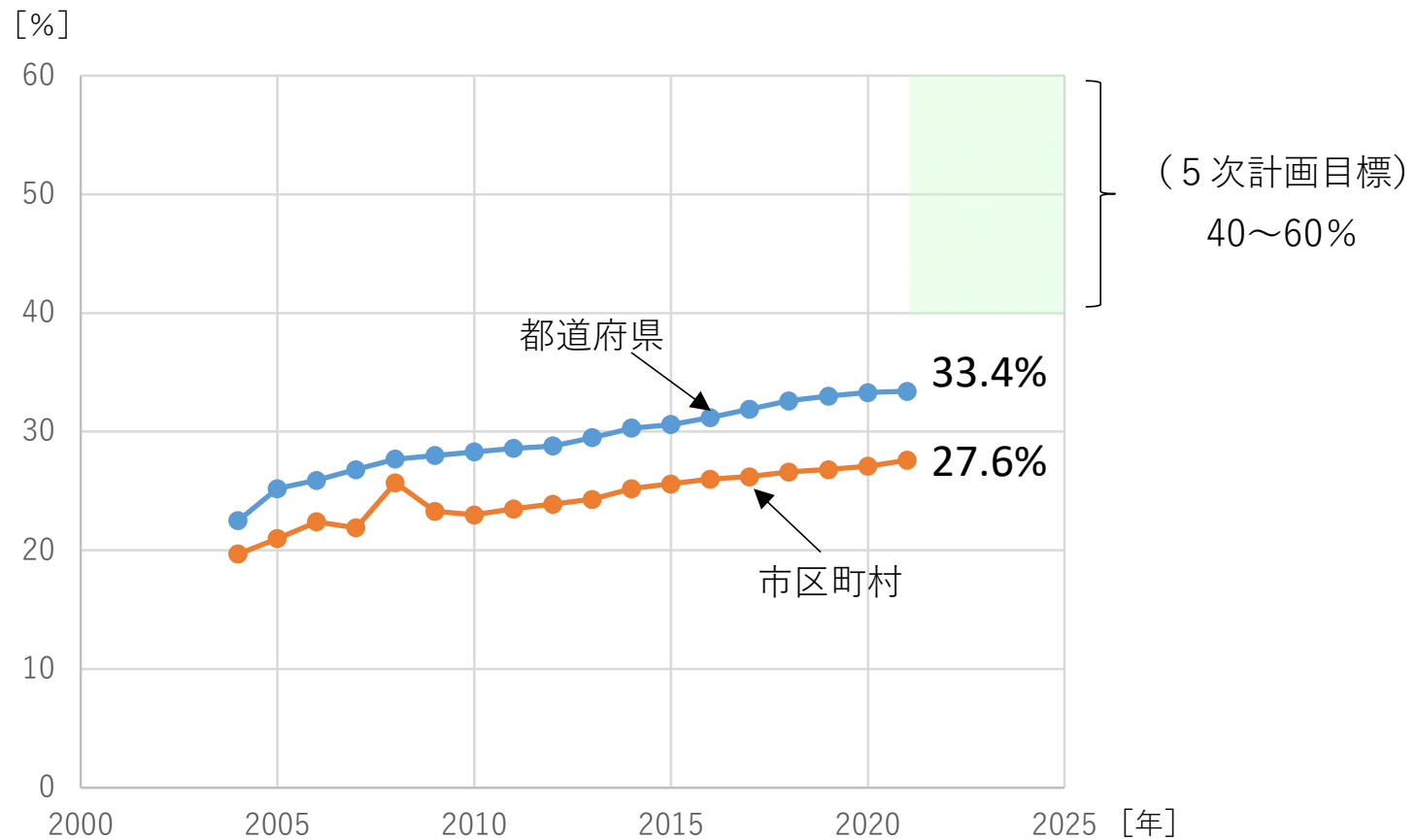
(%)



(備考)

- 国家公務員は、平成21年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、22年度から24年度は「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、25年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、26年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
- 国家公務員(一般職)は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」より作成。
なお、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まれていない。
- 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
- 民間企業は厚生労働省「雇用均等基本調査(女性雇用管理基本調査)」より作成。
- 国家公務員及び地方公務員の育児休業取得率の算出方法は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合の推移



(資料出所) 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

地方公共団体の審議会等の女性の参画状況

1. 審議会等の委員に占める女性の割合

	女性委員割合	委員数	女性委員数
都道府県	33.4%	38,960	13,003
市区町村	27.6%	597,274	165,087

2. 女性委員のいない審議会等

	女性委員のいない審議会等の割合	審議会等数	女性委員のいない審議会等数
都道府県	3.2%	1,732	55
市区町村	13.3%	43,844	5,815

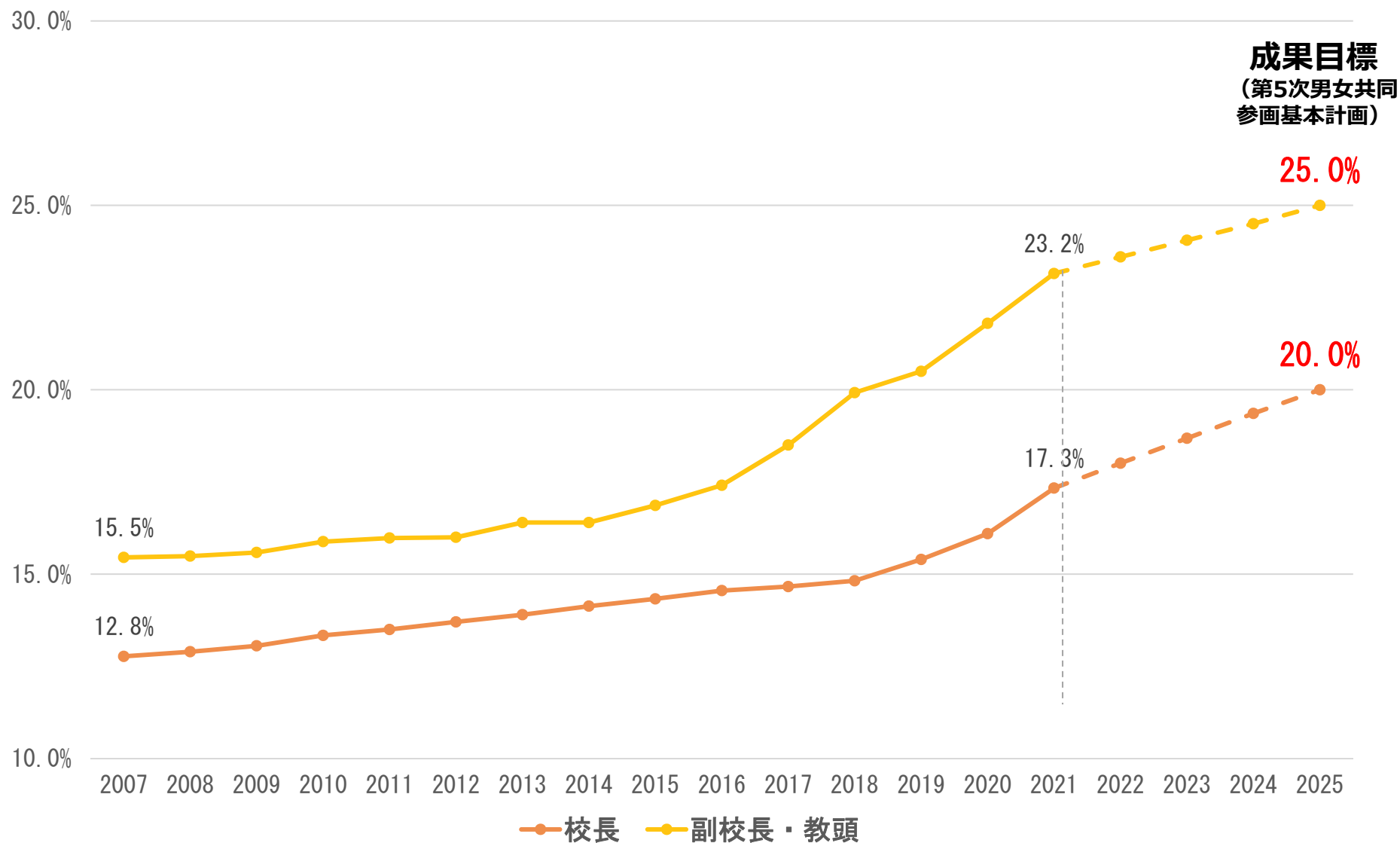
(注1) 令和3年度「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査（内閣府男女共同参画局）。

(注2) 都道府県は法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等のうち、2021年3月時点で内閣府が把握した49審議会等について調査した結果。

(注3) 市区町村は法律、法令及び条例により設置された審議会等について調査した結果。広域で設置されている審議会等も含む。

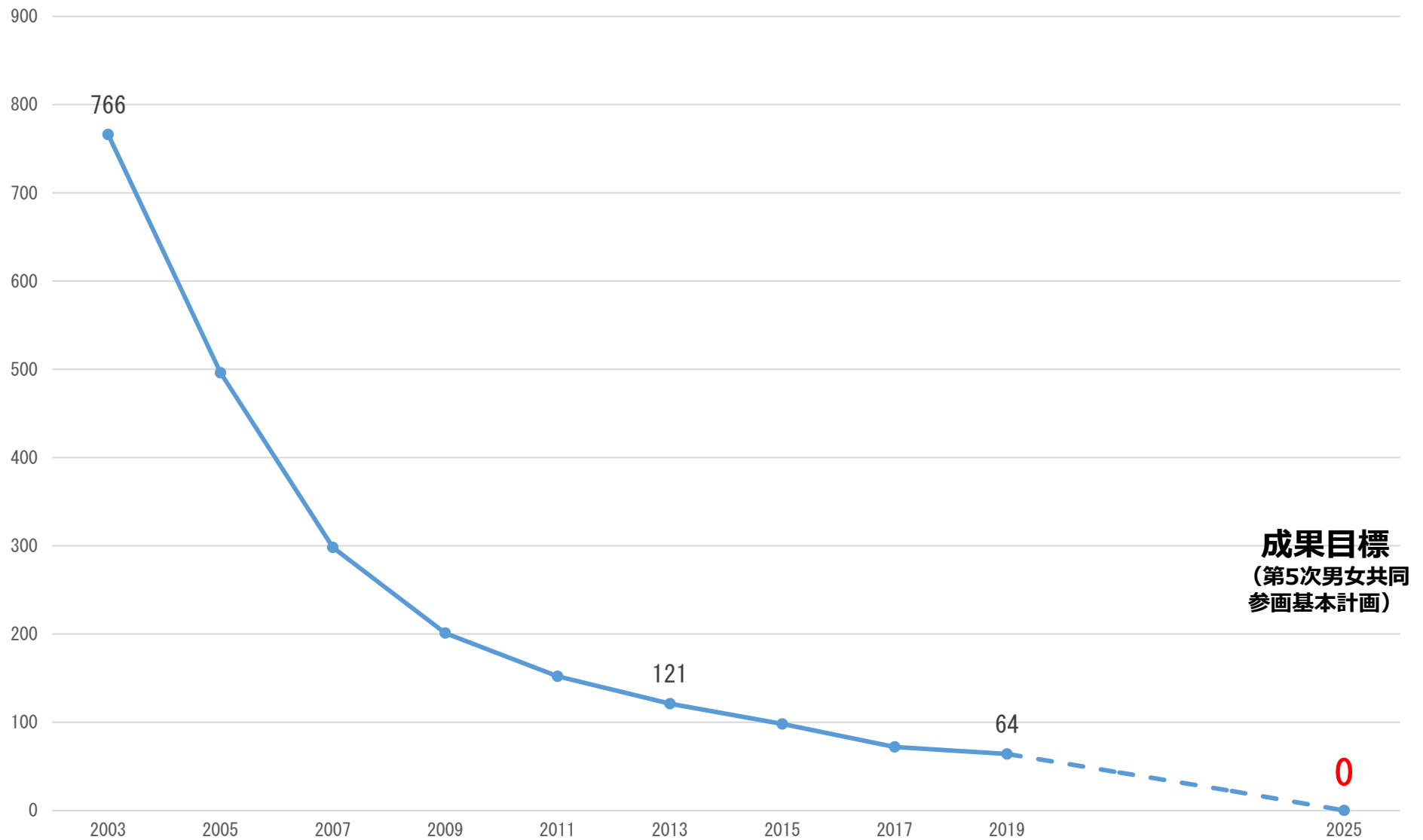
(注4) 都道府県に置かれた審議会等のうち女性委員のいない審議会等としては、小児慢性特定疾病審査会、都道府県交通安全対策会議、指定難病審査会、救急搬送受入協議会、石油コンビナート等防災本部等がある。

初等中等教育機関における管理職の女性割合



※資料出所:文部科学省「学校基本統計」(各年5月1日現在)

女性委員のいない教育委員会の数



※資料出所：文部科学省「教育行政調査」（各年5月1日現在）

3. 経済分野の状況

女性就業者の推移

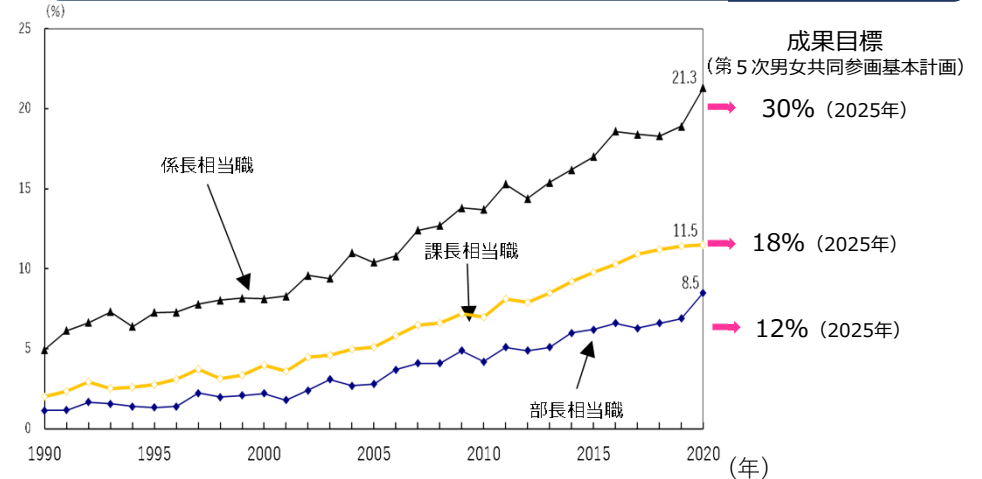
女性就業者数は、コロナの影響により、2020年は前年より減少しましたが、9年間(2012～21年)で約320万人増加。



出典：総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

民間企業 管理職相当の女性割合の推移

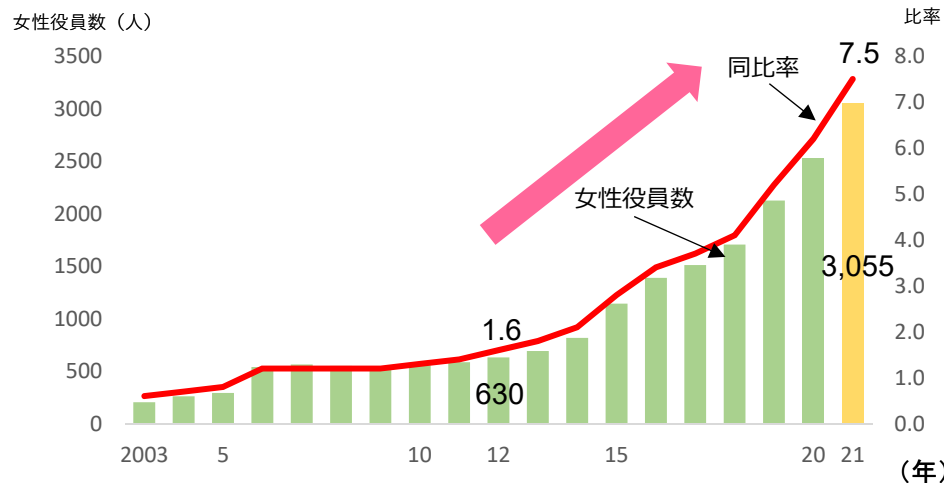
部長、課長、係長に就く女性割合は着実に伸びている。



(備考) 1. 各年6月時点、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 常用労働者100人以上を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者における役員者。
 3. 管理職の定義について ・部長級: 事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む。)のもの長 ・課長級: 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上(課長を含む。)のもの長。

女性役員数の推移

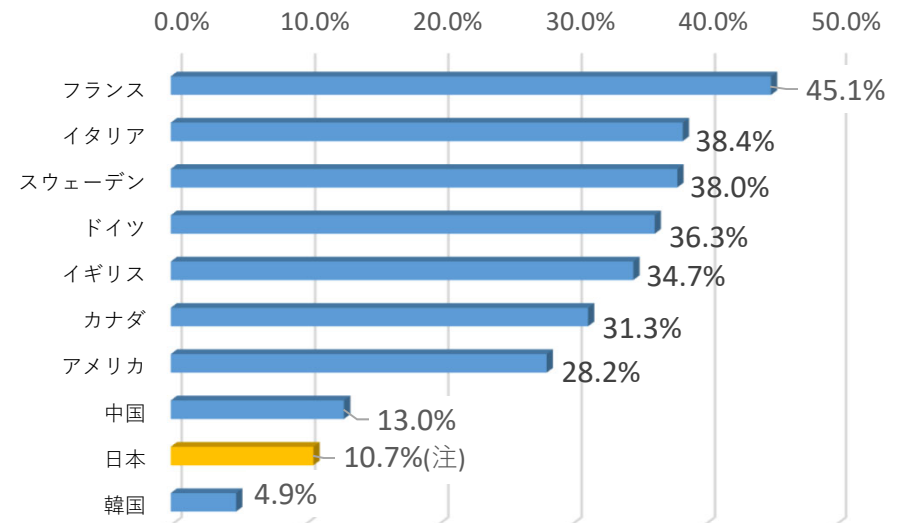
上場企業の女性役員数は、9年間(2012-2021)で約4.8倍に増加。



出典：東洋経済新報社「役員四季報」

(注)：調査時点は原則として各年7月31日現在。調査対象は、全上場企業。ジャスダック上場会社を含む。「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役。

諸外国の女性役員割合

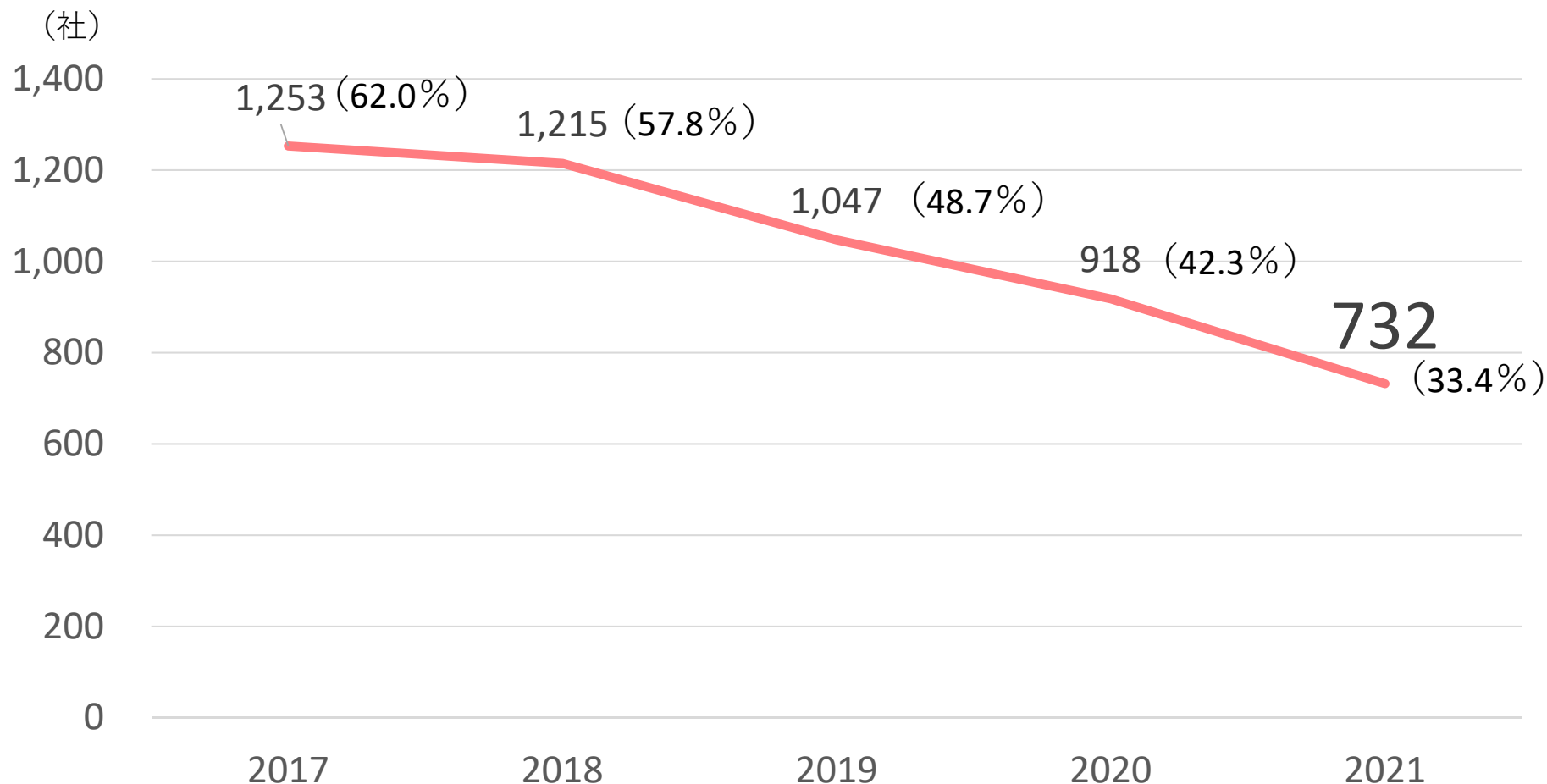


出典：OECD「Social and Welfare Statistics」2020年の値。

※ EUIは、各国の優良企業銘柄50社が対象。他の国はMSCI ACWI構成銘柄(2700社程度、大型、中型銘柄)の企業が対象。
 (注)2021年7月時点の全上場企業役員に占める女性の割合(7.5%)は東洋経済新報社「役員四季報」より算出。

女性役員がない東証一部上場企業数

- 東京証券取引所第一部市場上場企業において、女性役員がない企業数は減少しているものの、2021年時点において未だ約1/3の企業において女性役員がない。



カッコ内の数値は各年における東証一部上場企業全体に占める割合。

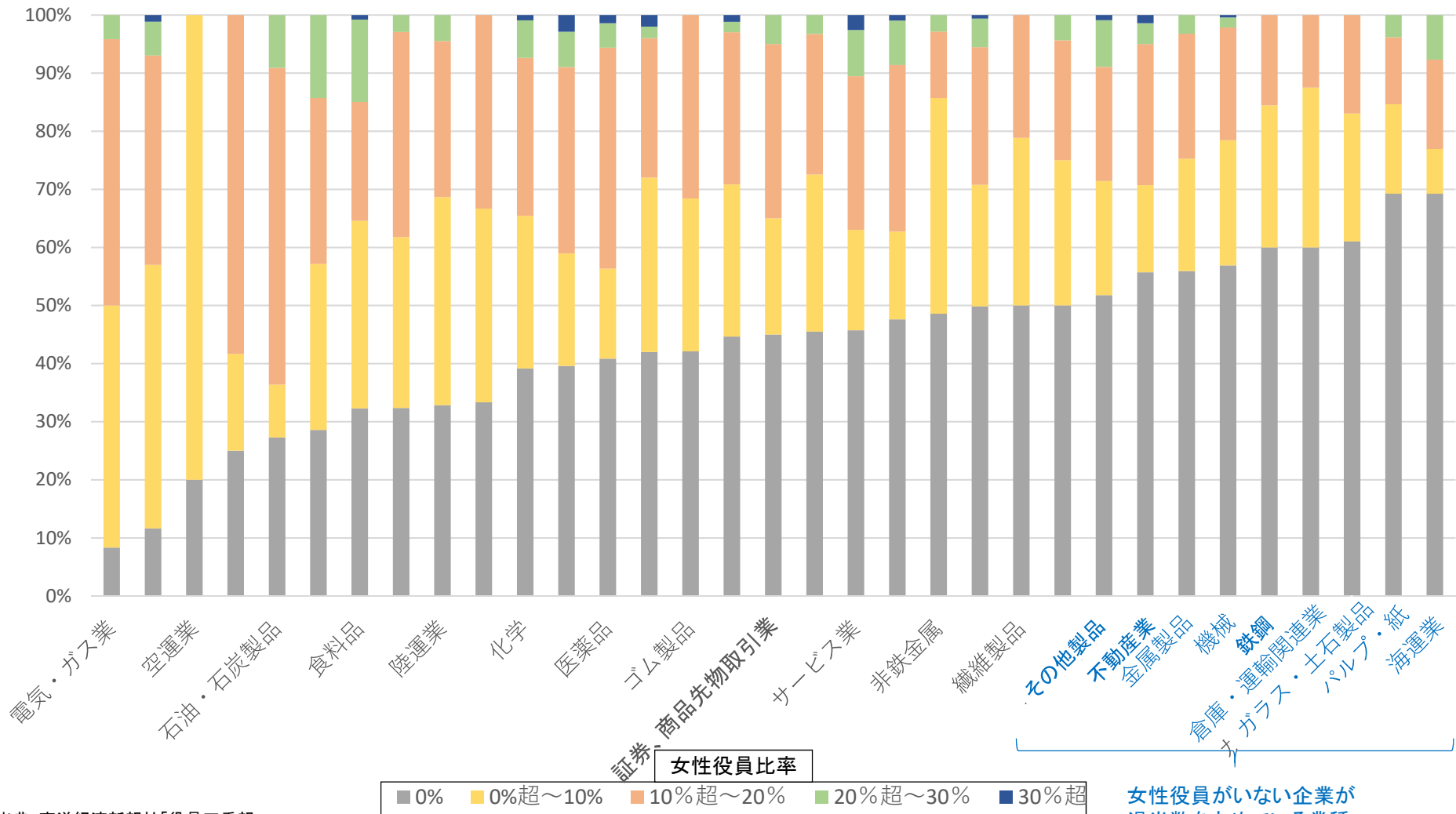
調査時点は原則として各年7月31日現在。

「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役。

出典：東洋経済新報社「役員四季報」及び日本取引所グループホームページ

業種別の女性役員割合分布状況

● 女性役員がない企業が過半数を占める業種が、33業種中9業種。



女性役員がない企業が過半数を占めている業種

出典：東洋経済新報社「役員四季報」

(注)：調査時点は原則として2021年7月31日現在。調査対象は、全上場企業。

「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の概要

10年間の時限立法（～R8（2026）.3.31）

1. 目的

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

2. 概要

（公務部門（国・地方公共団体）は内閣府（内閣官房、総務省と共管）が、民間事業主は厚生労働省が所管。）

○ 一般事業主（民間事業者）、特定事業主（国・地方公共団体）は、

①職場の女性の活躍に関する状況の把握（必須把握項目は省令で規定）・課題の分析を実施、

②状況把握、課題分析を踏まえた事業主行動計画を策定・公表、

〔事業主行動計画の必須記載事項（法律で規定）〕
・目標（数値を用いて設定） ・取組内容 ・取組の実施時期 ・計画期間

③女性の職業選択に資するよう、女性の活躍に関する情報を公表。

①職業生活に関する機会の提供に関する実績

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
の各区分から1項目以上の公表

○ 国等は、優良な一般事業主に対する認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）、

公共調達における受注機会の増大等の施策を実施。地方公共団体は、
国の施策に準じて受注機会の増大等の施策を実施（努力義務）。

○ 地方公共団体は、推進計画（区域内の女性活躍の推進に係る計画）を策定、公表（努力義務）。

常用労働者301人以上から101人以上の一般事業主に義務対象を拡大※
（100人以下は努力義務）

情報公表項目

①

・採用者に占める女性の割合割合
・管理職等に占める女性の割合
・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績
・男女別の再雇用又は中途採用の実績

②

・男女の平均継続勤務年数の差異
・残業時間の状況
・男女別の育児休業取得率
・有給休暇取得率

<施行状況等>

1) 事業主行動計画策定率 : 国・都道府県・市町村**100%**、民間事業主**99%**（令和2年12月末時点）

2) 都道府県推進計画策定率 : **100%**（令和2年12月末時点）

3) えるぼし・プラチナえるぼし認定取得状況 : **1,314社**（プラチナ13社、3段階855社、2段階438、1段階8社。令和3年3月末時点）

4) 国の調達（総合評価落札方式等）においてワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるぼし認定取得企業等）を加点評価
各府省等の令和元年度の取組状況：金額 約1兆2,700億円、件数 約10,200件

※ 中小企業への義務拡大に関する事項は令和4年4月1日施行

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年6月5日法律第24号）による改正（令和2年6月1日施行）